

(配布先)

事務連絡(安-2020-45)

2020年10月7日

施工担当部署長・建設所長
副部長・副所長・統括工事長
設備部長・安全長・安全主任
S・BLC関西支社
関西支店取引業者災害防止協議会

関西支店

安全環境部長



【紙回覧】墜落災害防止の再徹底について(要請)

安全環境本部安全部長の指示により、添付ファイルにて表題の事務連絡を送付します。

先週、当社において2件の墜落災害が発生しました。

1件は関西支店で発生し、もう1件は他支店の建築の作業所で発生しています。災害内容は添付資料を参照してください。

全社内でのこの1か月の間に4件の墜落災害が立て続けに発生しており、非常事態と言わざるを得ません。安全環境本部安全部長から墜落災害防止の再徹底の為の要請が出ていますので関係者に厳守させてください。

以 上

(配布先)
部門安全環境部長

事務連絡 20-35
令和2年10月5日

安全環境本部
安全部長

墜落災害防止の再徹底について（要請）

先週、当社で2件の墜落災害が発生しました。

1件は、土木の造成工事作業所で、排水設備のための簡易土留の施工中に、0.7 m³級のクレーン機能付きバックホウで切梁を一体化させた支柱を吊り上げた際、当該支柱が荷ぶれし、それを止めようと手をかけた作業員が荷に引っ張られ、手すりのない法肩から約3 m下の掘削床に飛び降りるよう墜落したものです。（左大腿骨骨折、左かかと骨折〔休業見込日数90日〕）（別紙1参照）

もう1件は、建築の新築工事作業所で、金属工が吹抜け部に面する床端部の手すりを外して作業したため、カラーコーン+コーンバーによる立入禁止表示を行ない、表示内に高所作業車を仮置きして帰宅後、天井配管塗装のため当該高所作業車を移動させようとした塗装工が、表示内に立入り床端部から約6 m墜落したもので、吹抜け部の棚足場につかまりながら落下したため休業災害にはなりませんでした。死亡災害になっても不思議ではない事案です。（左上腕打撲、左肘関節打撲〔不休災害〕）（別紙2参照）

約1ヶ月の間に墜落災害が4件、フルハーネス型安全帯にぶら下がり事なきを得た事案が1件発生するなど、墜落災害等がたて続けに発生しており、非常事態と言わざるを得ません。

つきましては、墜落災害防止の再徹底のため、下記事項を厳守させるよう要請します。

記

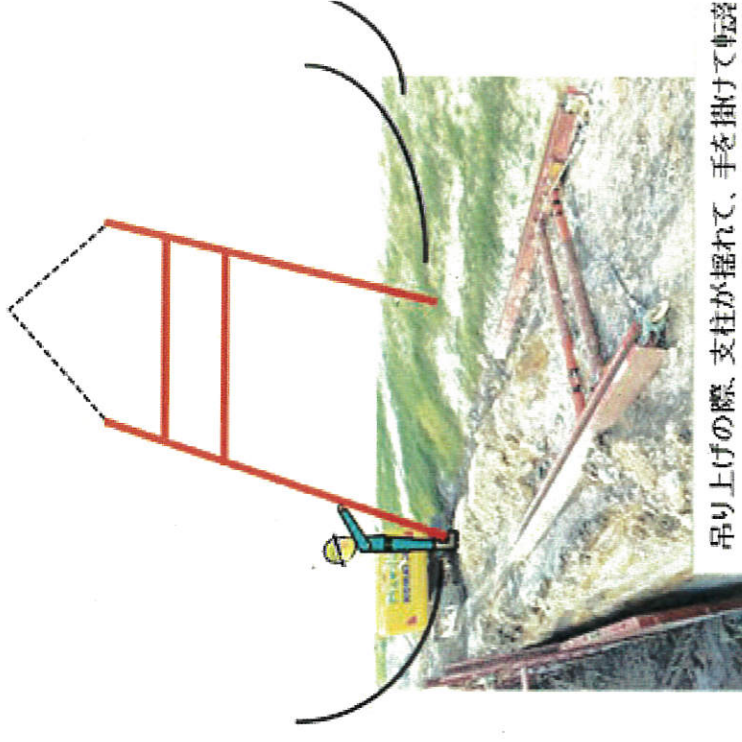
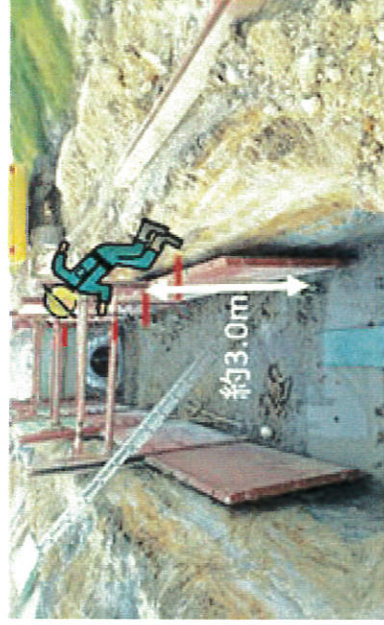
1. 墜落のおそれのある法肩や床端部には必ず手すりを設置する。
2. やむを得ず手すりを設けることができない場合は、法肩に近づかないための介錯金物+安全ブロック等のダブルセーフティを徹底する。
3. 墜落防止のための仮設設備を一時撤去する場合は、必ず当社に報告させ、その旨を明記した立入禁止表示を行わせるとともに、作業終了後の復旧を確認する。

以 上

(墜 落) 荷ぶれした土留支柱に引っ張られ掘削床へ墜落した

- ◇ 発生日時： 2020年9月28日 (月) 午後4:50分頃
◇ 被災者： 土工 44 歳 (所属 3次) 経験 7年10ヶ月

使用するはずであった
介錯金物



吊り上げの際、支柱が揺れて、手を掛けて転落

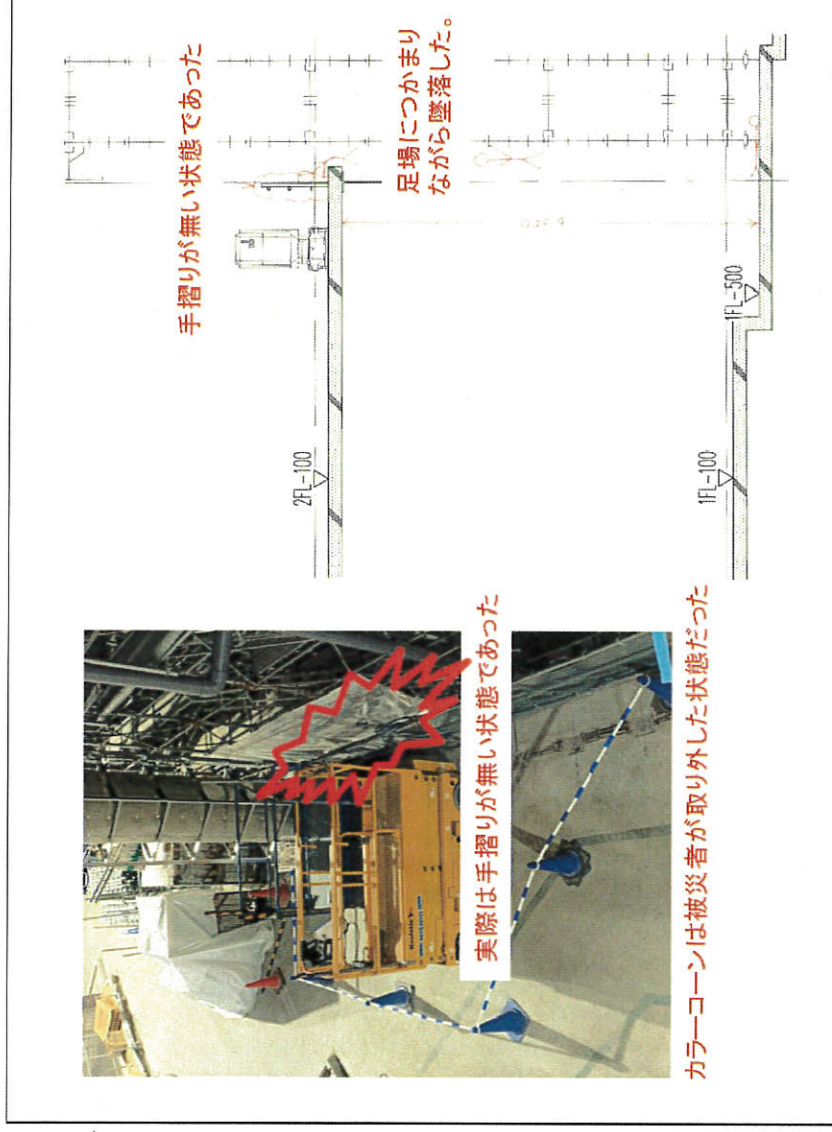
【発生状況】

雨水排水工の管布設のための掘削簡易土留め施工箇所で、切梁を一体化した支柱を建込む作業をしているときに、0.7m3バックホウで吊り上げた支柱を法肩で介錯しようとしたが、支柱が荷ぶれをおこし、それを止めようと手をかけたところ、バランスを崩し約3m下の掘削床に飛び降りるように墜落した。

(左大腿骨折、左かかと骨折) (休業見込日数 90 日)

(墜 落) 塗装工が手すりのない床端部から約6m墜落した

- ◇ 発生日時： 2020年10月1日 (木) 午後6:45分頃
◇ 被災者： 塗装工 22 歳 (所属 2次) 経験 3年8ヶ月



【発生状況】

2階吹抜け部に面する床端部で上部配管の塗装を行うため、他職の高所作業車を移動させようとしたが、床端部の手すりが外れた状態であったため(カラーコーンで立入禁止区画はしていたが、表示はなかった)鍵を差した後、高所作業車に乗車しようと体勢を変えた際、床端部から1階スラブまで墜落した。

(左上腕打撲、左肘関節打撲) (休業見込日数 0 日)